

令和3年度

第8期介護保険事業計画

地域密着型サービス事業者

公 募 要 項

東串良町 福祉課

## 1 公募の趣旨

東串良町では、第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めております。

この公募は、地域密着型サービスについて事業計画に基づき、地域密着型サービス事業者を公募するものです。

## 2 公募の概要

この公募における地域密着型サービスの種類等は、次のとおりです。

地域密着型サービスの種類	整備数	定員数(上限)
看護小規模多機能型居宅介護	1	29人

## 3 整備する日常生活圏域

東串良町内全域

## 4 応募の要件・資格

この公募は、次の全ての要件を満たすものに限ります。

- ① 東串良町内に介護保険事業所を有し、かつ、1年以上の介護保険事業の運営実績があり、適正かつ安定した経営を維持している法人等であること。
- ② 介護保険事業の運営を直接に行う事業者であること。
- ③ 地域密着型サービス事業者の指定を受けることが見込めること。
- ④ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）に従い事業が実施できること。
- ⑤ 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定められる欠格事項に該当しないこと。
- ⑥ 東串良町暴力団排除条例第2条1項、同条2項に定める者及び団体に該当しないこと、また、代表者・役員等のうち密接関係者がいないこと。
- ⑦ 令和5年3月末日までに整備が完了し、直ちに開設が見込めること。
- ⑧ 施設設置に係る県補助金等が認められない場合でも、自己資金での整備が可能であること。（町単独補助金はありません。）
- ⑨ 整備予定地について、原則として事業者が所有している又は取得が確実に見込まれる土地であること。
- ⑩ 地域住民との交流やボランティア活動等及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。
- ⑪ 運営する法人等並びに代表者について、国・県税、町税、法人税等の各種税金、並びに介護保険料や公共料金等について滞納がないこと。

## 5 県補助金等

事業名	施設数・床数	補助予定額 (上限額)
地域密着型サービス等整備等助成事業	1施設	33,600千円
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	9床	7,551千円

注1. 補助予定額は、あくまで予定であり、単価改正・調整等がなされる場合があります。

注2. 「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」は、開設前6ヶ月間に支出する経費が対象です。  
(令和4年10月以降の開設は補助対象外となりますのでご注意ください。)

また、事業対象経費は次の①～⑪のとおりです。

- ①需用費、②使用料及び賃借料、③備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、④報酬、  
⑤給料、⑥職員手当等、⑦共済費、⑧賃金、⑨旅費、⑩役務費、⑪委託料

注3. 土地の購入や整地等の費用は補助の対象となりません。

## 6 応募の方法

応募する場合は、次の受付期間内に応募に必要な書類等を提出してください。

(選定にあたって追加資料を求めることがあります。)

### (1) 受付期間

令和3年4月26日(月)～令和3年5月21日(金)まで

(※土日曜・祝日及び年末年始の町の休日は除きます。)

### (2) 受付時間

午前8時30分～午後5時00分

### (3) 提出先

東串良町役場 福祉課 介護保険係 (庁舎1階 福祉課 ②番窓口)

※応募書類等は直接持参してご提出ください。(郵送、FAX、メールでの提出は認められません。)

### (4) 応募に必要な書類等

必要な書類等は次のとおりです。

《 共通様式 》	
令和3年度東串良町指定地域密着型サービス事業者公募申請書	【様式第1号】
指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業者 設立計画書	【様式第2号】

◀ 添付書類 ▶	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項	【付表8】
役員名簿	【様式第3号】
資金計画表	【様式第8号】
誓約書（介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項関係）	【様式第9号】
◀ その他必要書類 ▶	
定款の写し（最新版）	
決算書の写し（直近3ヶ年分）	
建設予定建物に関する平面図及び位置図	
建設予定地の土地状況写真及び地籍図	
土地登記簿謄本（※1）（建設予定地が事業者所有の場合）	
取得が確実に見込まれる土地に係る土地売買の仮契約書類（※1） （建設予定地が事業者以外の者が所有する場合）	

注1.（※1）については、建設予定地の所有者の別により、どちらか一方をご提出ください。

注2. 質問票を提出する場合は、回答に時間を要する場合がありますので早めにご提出ください。

#### （5）書類提出に際しての注意事項

- ① 提出書類は全てA4版で作成してください（図面関係は除く）。
- ② 書類は、フラットファイル等に綴じ、項目ごとにインデックスを付けたもの1部を提出してください。
- ③ 受付期間終了後の書類の提出及び提出された書類の差替えは認められません。  
また、提出された書類は理由の如何を問わず返却は致しません。
- ④ 提出書類の作成に要する経費は、全て応募者負担となります。

#### 7 審査について

- （1）提出書類の内容について、書類審査・現地調査等を行います。
- （2）東串良町地域密着型サービス運営委員会に諮問して審査・選定を行い、その答申の内容を踏まえて町長が決定します。
- （3）結果については、応募者全員に通知します。
- （4）審査結果によっては、「該当なし」となり地域密着型サービス事業者の決定がされない場合があります。
- （5）審査・結果等に対する質問・異議には応じられません。

## 8 その他

- (1) この事業に必要とされる関係法令を遵守してください。  
(介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法等)
- (2) 応募後に辞退する場合は、速やかに辞退届(押印付き任意様式)を提出してください。
- (3) 今回の地域密着型サービス事業者の決定は、指定を確定するものではありません。  
(事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要となります。なお、地域密着型サービス事業者に決定された場合でも、指定事務に係る審査において指定基準・運営基準などに該当しない場合は指定を行いません。)
- (4) 土地・建物等の権利者又は地域住民等との間に生じた損害賠償等については、応募者の責任に帰す事項であり、町はその一切の責任を負いません。
- (5) 地域密着型サービス事業者の決定となった場合は、事業所運営を円滑に行えるよう、建設予定地に接する土地所有者をはじめ地域住民等に対して、事前に説明会等を開催するなどして十分な理解や協力が得られるよう努めてください。

## 9 スケジュール

- ・公募・質問等受付期間：公募受付開始日～令和3年5月21日(金)
- ・書類審査・資格審査等：令和3年5月下旬～6月中旬予定
- ・委員会への諮問及び決定：令和3年6月中旬～6月下旬予定